

役員報酬等規程

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人象潟健成会(以下「本法人」という。)の役員及び評議員、会長及び顧問の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上勤務するものをいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(役員及び評議員、会長及び顧問の報酬等の算定方法)

第3条 役員及び評議員、会長及び顧問の報酬等は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の支給日は、毎月10日とする。支給日が休日の場合はその前日に支給する。

2 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(辞退)

第5条 役員及び評議員、会長及び顧問は報酬等を辞退することができる。

(職員との兼務)

第6条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. 本規程は、平成29年4月1日より実施する。

別表 1

名 称	報 酬
理事長	月額200,000円
常勤役員	無報酬
非常勤役員	無報酬
評議員	無報酬
会長及び顧問	無報酬